

人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース) を活用してみませんか？

「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。

助成金の概要

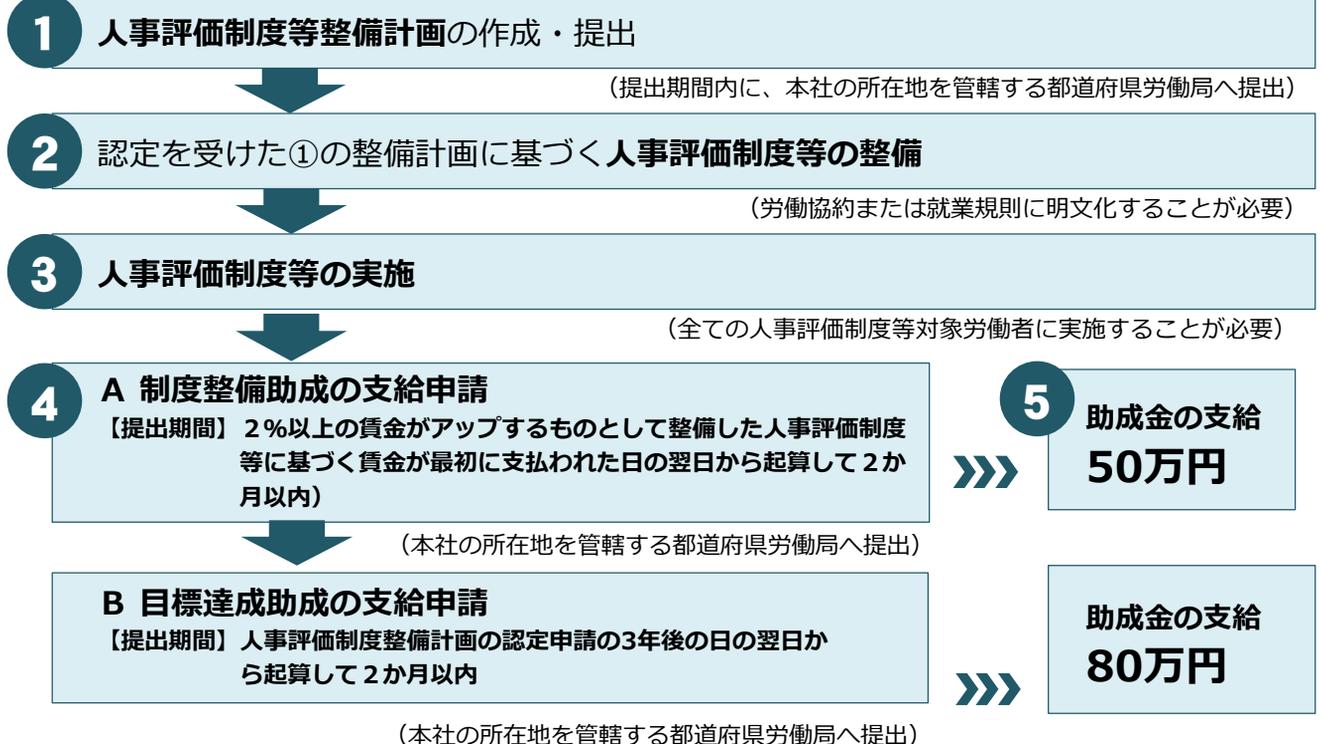
A 制度整備助成：50万円

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度（以下「人事評価制度等」と表記します。）の整備、実施した場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。

B 目標達成助成：80万円

Aに加え、3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、**目標達成助成（80万円）**を支給します。

助成金支給までの流れ



支給のための要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。



(参考) 人事評価制度導入のイメージ たとえば、こんなケースが該当します。

事業所の課題

解決策

従業員のモチベーションを上げて、事業所の生産性を向上させる方法はないかなあ・・・

賃金アップを伴う人事評価制度・賃金制度を整備し、その情報を開示することで、従業員の意欲が向上し、さらに生産性もアップ!



人事評価制度・賃金制度の主な要件

- 最も一般的な評価を受けたときに、従業員の賃金が**2%以上増加**するものであること
- 労働組合等と合意したものであること
- 人事評価の対象・基準等が明確であること
- 賃金表が定められていること
- 人事評価による評価と賃金の変動の幅との関係が明確であること
- 従業員に開示されているものであること

「生産性」と「生産性要件」

- 本助成金では、企業における生産性向上の取組みを支援するため、「B.目標達成助成」については、「生産性要件」※が満たされている場合に支給されることとしています。
- ※:「A.制度整備助成」の支給を受けた事業主について、計画認定申請日の属する会計年度の前年度とその3年後の会計年度を比べて「生産性」が**6%以上伸びていること**
- 厚生労働省ホームページより「生産性要件算定シート」をダウンロードし、該当する勘定科目の額を転記することにより生産性を算定できます。

ダウンロードはこちらから↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>